

令和2年3月25日

保護者各位

東京都立荻窪高等学校

校長 沖山 栄一

自転車利用中の対人賠償事故に備える保険等への加入について

早春の候、保護者の皆様におかれましては、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。また、日頃より本校の教育活動にご理解ご協力を賜り、心より御礼申し上げます。

さて、東京都では、「東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」を改正し、令和2年4月1日から、自転車利用者（自転車利用者が未成年の場合は保護者）は、自転車利用中の対人賠償事故に備える保険等に加入している必要があります。

日常生活において、多くの方が自転車をご活用されていることと存じます。裏面をご覧になり、自転車事故に対する備えとして、自転車利用中の対人賠償事故に備える保険等に御加入いただきますようお願いいたします。

【お問い合わせ先】

東京都立荻窪高等学校

TEL 03-3392-6436

生活指導部 笥 万理子

南雲 恵